

**「親子で学ぼう！京の食×年中行事」情報発信業務  
に係る委託予定者選定委員会評価基準**

**1 目的**

「親子で学ぼう！京の食×年中行事」情報発信業務に係る受託予定者を選定するために行う評価について、必要な事項を定める。

**2 評価方法**

事業者から提案書等の提出を受け、以下に示す項目に基づいて総合的に評価し、業務委託予定者を1者選定する。

**3 評価項目**

(1) 価格点 (10点)

以下の表に基づいて見積もり金額を点数化する。(小数第2位を四捨五入)

見積額	価格点
最低価格を提示したもの(a)	10点
上記以外の者(b)	(a)価格÷(b)価格×10点

(2) 提案内容 (50点), 広報戦略点 (30点), 体制等 (10点), 追加項目点 (5点)

提案資料の内容及びヒアリング結果に基づき、各選定委員が採点を行い、その平均を提案者の点数とする。

ア 評価項目及び配点

「(別紙4) 提案内容評価表」に基づき採点を行う。

イ 評価方法

(ア) 項目評価点の考え方

評価対象の各項目を以下の4段階で評価する。

判定	評価	項目評価点
A	本市の要求水準を上回っており、優れている。	5点
B	記述に具体性があり、本市の要求水準を満たすが、それ以上の評価要素はない。	3点
C	記述に具体性がない	1点
D	記述がない、又は本市の要求の意図に反している	0点

(イ) 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、項目毎に加重点を設定する。

(例) 5点(評価点)×4点(項目加重点)=20点(項目評価点)

(ウ) 減点について

提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、評価しないことがある。

ウ 追加項目点

事業者が，市内中小企業である場合は，合計点数に5点を計上する。

#### 4 委託予定者の決定方法

評価項目の各点数の合計点が最も高いものを委託予定者とする。

ただし，見積価格が実施要領「3(3)委託金額（上限）」を超えている場合については失格とし，評価対象外とする。

なお，合計点が60点に満たないものは最も高い点数であっても委託予定者としない。